

「やまなし健康経営優良企業」ロゴマーク使用規約

山梨県福祉保健部健康増進課

1. 目的

「やまなし健康経営優良企業」ロゴマーク使用規約（以下「本使用規約」という。）は、「やまなし健康経営優良企業」に認定された企業等が、「やまなし健康経営優良企業」ロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用するに際して、遵守すべき事項を定めるもの。

2. ロゴマークについて

ロゴマークは、別紙に掲げるものとする。

3. ロゴマークの使用

(1) 「やまなし健康経営優良企業」に認定された企業（以下「認定企業」とする。）は、ロゴマークを使用して広報活動を展開することができる。ただし、その用途は、従業員、求職者、取引先企業等のステークホルダーに対し企業情報を紹介する目的に限られ、以下の用途で用いることは禁止する。

ア. 認定企業が提供する商品やサービスの販促を目的として、その品質を保証・担保するかのよう
用いるもの、又は消費者等に対し、そのような誤解を与える恐れのあるもの。

イ. 法令や公序良俗に反するもの。

(2) 認定企業は、「やまなし健康経営優良企業」に認定された日以降、ロゴマークを無償で使用する
ことができる。

(3) 認定企業は、ロゴマークの利用に関する権利を第三者へ譲渡、担保提供もしくは転貸し、又は、
代理使用を許諾することを禁止する。

(4) 認定企業は、「やまなし健康経営優良企業」の認定有効期間の満了、認定の取り消しにより、「や
まなし健康経営優良企業」としての地位を喪失した場合は、その事実が発生した日以降、ロゴマー
クを使用することを禁止する。

(5) 山梨県福祉保健部健康増進課、認定企業以外の者は、原則として、ロゴマークを使用することを
禁止する。ただし、「やまなし健康経営優良企業」の取り組みを広く広報することを目的として報
道機関等が使用する場合など、山梨県福祉保健部健康増進課の許諾がある場合にはこの限りでは
ない。

4. ロゴマークの使用期限

認定企業によるロゴマークの使用期限は、認定から2年間とする。なお、「やまなし健康経営優良企業」
の認定満了日までに更新することで、使用期限を延長する事ができる。

5. 使用状況の報告

山梨県福祉保健部健康増進課は、ロゴマークを使用している認定企業に対して、その使用状況について報告を求めることがある。

6. 規約の改定

本利用規約は、山梨県福祉保健部健康増進課により、事前の通知なく、必要に応じて改訂する可能性がある。

附則

この利用規約は令和5年8月1日に施行し、令和5年8月1日から適用する。

